

子ども・子育て支援新制度

保育園や幼稚園の利用手続き

- 平成27年4月に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。幼児期の教育や、保育の量の拡充、質の向上や地域の様々な子育て支援の充実を進め、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えます。

● 幼稚園や保育園などの利用

幼稚園や保育園などの利用を希望する場合は、利用のための「認定」を受ける必要があり、3つの認定区分があります。

■ 3つの認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳から5歳（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳から5歳で保育の必要な事由に該当している	保育園・認定こども園
3号認定	0歳から2歳で保育の必要な事由に該当している	保育園 認定こども園（現在、区内に対象となる施設はありません） 地域型保育（小規模保育）

※2号認定または3号認定は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」（フルタイム就労を想定した利用時間で11時間）と「保育短時間」（パートタイム就労を想定した利用時間で8時間）に区分されます。

利用手続きの主な流れは次のとおりです。

幼稚園などを利用希望の場合（1号認定）

- 1 幼稚園などに直接利用の申し込み
- 2 入園の内定
- 3 幼稚園などを通じて利用のための認定を申請
- 4 幼稚園などを通じて区から認定証を交付（1号認定）
- 5 幼稚園などと契約

保育園・地域型保育事業（小規模保育所）などを利用希望の場合（2・3号認定）

- 1 区に利用のための認定（注1）を申請（利用の申し込みも同時にできます）
- 2 区から認定証を交付（2号・3号認定）
- 3 保育園などの利用申し込み
- 4 申請者の希望、申し込み状況などにより、区が利用調整（注2）
- 5 入所の内定
- 6 利用保育園などの利用契約

（注1）保育園などを利用するための認定は、保育園などへの入園を保障するものではありません。

（注2）利用調整にあたっては従来どおり選考などを行います。

認定こども園で、教育のみ希望される場合は「幼稚園などを利用希望の場合」、保育も希望される場合は「保育園などを利用希望の場合」となります。詳細の手続きや日程等については、それぞれの担当にお問い合わせください。



保育園・地域型保育事業と区立認定こども園（中・長時間保育）の利用について	保育課保育施設利用係 ☎5722-9868
区立幼稚園と区立認定こども園（短時間保育）について	学校運営課学事係 ☎5722-9304

私立幼稚園で、「子ども・子育て支援新制度」に移行してない園の利用手続きは、従来どおりです。直接入園を希望する私立幼稚園にお問い合わせください。また、家庭福祉員（保育ママ）については、「保育園などを利用希望の場合」と同じ手続きが必要です。